# 静岡県告示第408号

港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第5項に規定する清水港港湾施設を同法第12条第5項の規定に基づき次のとおり公示する。

平成31年4月26日

清水港港湾管理者 静岡県 代表者 静岡県知事 川勝平太

# 1 概要を変更する施設

# (1) 変更前

種 類	名 称	位置	能力
道路	臨港道路	新興津埠頭~	延長 291.43m、車線幅員 24m、
(道路)	新興津1号線	興津埠頭1号道路	車線数 4、舗装形態 アスファルト舗装

### (2) 変更後

種類	名 称	位置	能力
道路	新興津埠頭	新興津埠頭~	延長 606.24m、車線幅員 24m、
(道路)	1号道路	興津埠頭1号道路	車線数 4、舗装形態 アスファルト舗装

# 2 変更年月日

平成31年3月31日